

命を守る

住宅用火災警報器

設置してありますか？点検してありますか？



九州一斉

住宅用火災警報器普及啓発キャンペーン実施中！

すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、

令和6年6月1日で **13年** を経過しました！

※ 住宅用火災警報器は、古くなると電子部品や電池の寿命などで火災を検知しなくなりますので、**10年**を目安に、本体ごと取り替えましょう。

■設置する場所(例)

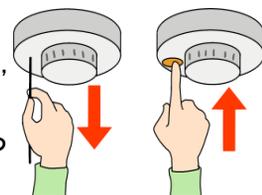
設置が必要な場所は、
寝室・階段等※です。

※階段は、寝室が2階以上
にある場合に必要です。



■点検方法

ひもを引っ張ったり、
ボタンを長押しすると、
音声などで正常に作
動するかどうかを知ら
せてくれます。



後援：



【お問い合わせ】

伊佐湧水消防組合 予防課 0995-22-0122 菱刈分遣所 0995-26-0085
南消防署 0995-74-3021 吉松分遣所 0995-75-2605